

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○昭和四十九年宮城県告示第千三百十七号（航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）の一部改正	（環境対策課）	一
○昭和五十一年宮城県告示第千九十三号（航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）の一部改正	（同）	二
○平成十八年宮城県告示第八百五十八号（宮城県グリーン製品認定基準）の一部改正	（資源循環推進課）	二
正	（廃棄物対策課）	四
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	四
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（同）	四
○昭和四十七年宮城県告示第百六十号（農業振興地域の指定）の一部改正	（農業振興課）	五
正	（同）	五
○平成二十年宮城県告示第百三十一号（農業振興地域の指定）の一部改正	（同）	五
○宮城県農業大学の農産物の販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	（同）	六
○家畜伝染病の発生	（畜産課）	六
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（森林整備課）	六
○公有水面埋立てのしゅん功認可（二件）	（水産業基盤整備課）	七
○海岸保全区域の変更	（同）	八
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	（同）	八
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	九

○道路の区域変更（三件）	（道路課）	九
○都市計画区域の変更	（都市計画課）	一〇
○都市計画の変更（五件）	（同）	一〇
○都市計画変更の図書の写しの縦覧（二件）	（同）	一一
○復興整備計画に記載された都市計画の決定（二件）	（同）	一一
○都市計画事業の認可	（同）	一二
○都市計画事業の事業計画変更の認可	（同）	一二
○宅地建物取引業法に基づく指定試験機関の変更の届出	（建築宅地課）	一三
○出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示	（会計課）	一三
○平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部改正	（同）	一三
○土地改良区の定款変更の認可	（北部地方振興事務所）	一三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（環境対策課）	一三
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	一五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（契約課）	一五
選挙管理委員会		
○不在者投票を管理すべき施設の指定等（二件）	（同）	一五
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正	（同）	一六
監査委員		
○定期監査等の結果の公表	（同）	一六
○財政的援助団体等の監査結果の公表	（同）	一九
正 誤		
○宮城県公報平成二一年号外第六三号中		二七

告 示

○宮城県告示第百六十四号
昭和四十九年宮城県告示第千三百十七号（航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。
平成二十五年三月二十九日

地域の類型及び地域の類型をあてはめる地域の表を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

		製品種別 3			
		おから と食品 した食 品			
		宮城県外	宮城県内	宮城県外	宮城県内
		次のいずれかの 基準に適合してい ること。 1 当該製品に使用 されている製品の 製造重量の90% 以上が、当該製品 の製造に使用した 資源のうち、宮城 県内で発生した循 環資源が50%以 上であること。 2 当該製品に使用 されている製品の 製造重量の10% 以上が、当該製品 の製造に使用した 資源のうち、宮城 県内で発生した循 環資源が1,000 ト以上含まれて いること。	当該製品に使用 されている製品の 90%以上であるこ と。 当該製品に使用 されている製品の 90%以上が、当該 製品の製造に使用 した資源のうち、 宮城県内で発生 した循環資源が 50%以上であるこ と。		

○宮城県告示第二百六十七号
産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定
める。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示

産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百二十七号）
の一部を次のように改正する。

第三十条第二項及び第三十四条第三項中、「廃棄物対策課」を「循環型社会推進課」に改める。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百六十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サ ビスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇六〇〇五〇	白石あけぼの園 白石市福岡長袋字小 倉山十四番地の一	就労継続支援B 型	社会福祉法人 白石陽光園	平成二十五年 四月一日
〇四一一五〇〇三五	指定障害福祉サ ビス事業所大崎太陽の 村 大崎市岩出山字東御 名掛百五十の一、百 五十二	就労継続支援B 型	社会福祉法人 聖心会	平成二十五年 四月一日

○宮城県告示第二百六十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通
所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所 支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五二六〇〇二六	多機能サポートラ ン ドさわおとの森 児童発達支援どんぐ り クラブ 宮城県利府町沢乙字 欠下東十八番一 多機能サポートラ ン ドさわおとの森放 課後等デイサ ービス くるみクラブ	児童発達支援 放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人さわお との森	平成二十五年 四月一日

宮城郡利府町沢乙字
欠下東十八番一

○宮城県告示第二百七十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第二百六十号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月二十九日から施行する。

その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び大河原地方振興事務所に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

白石市に係る農業振興地域三(一)のうち次に掲げる区域第三号中「字鉢森山一番の二」を「字上茂六田、字上屋敷前、字北屋敷前、字沢ノ前八番から三番まで、二番から四番まで、字下茂六田、字森合沖一三番から三番まで、四三番から四六番まで、六二番から六八番まで、七六番から八四番まで、八五番の二、一一九番から一二八番まで、一四〇番から一四四番まで、一六〇番から一六三番まで、一七八番、一八一番、一八二番、一八六番、一九〇番、一九一、一九六番、二〇一、二〇二番、二〇六番、二〇九番、二二〇番、二二二番、二二五番、二二六番、二三五番、二四一、二四二番、字鉢森山一番の二」に、「字鷲山」を、「字金山の区域」を「字金山」に改める。
同地域六(一)中「三番、字土手下のうち一番、二番、三番、四番、四番、二番、一六番、二五番、三三番、三八番、七七番、八七番、八九番、九一番の二、九二番、一〇二番、一一三番、一一六番を順次結んだ線と涎川右岸線とで囲まれた区域」を「字街道外二番、字街道外三番、字佐久来、字三本松、字土手下」に改め、「六六番を結んだ線と国道四号線とで囲まれた区域」の下に、「字西町、字兵庫屋敷前、字松田前五四番の一、七三番の一、七六番の一、七八番、七九番の一、八一番の一、字南沖一番から三番まで、七番、八番、一八番、一九番、三五番、三九番から四一番まで、四五番から一〇一番まで、一〇四番、一〇七番から一一一番まで、一一三番、一一四番、一一九番、一二番、一二八番から一四二番まで、字街道外沖、白鳥二丁目、白鳥三丁目、白鳥三丁目」を加え、同地域六(四)中「字箱森」を「字屋敷前、字西町四番、一七番から二六番まで、四五番から五八番まで、七七番から八二番まで、九七番、九八番、一〇〇番、一〇二番、一一二番から一一四番まで、一一八番、字箱森」に、「字長袋」を「字長峯」に、「字神楽石二番、一番、一五番の一」を「字神楽

石二番一番、二番、一五番」に改める。

同地域七(一)中「字花房山」を「字花房山一番、二番、四番、六番、八番から一一番まで、一三番、一五番、一七番、一八番、二〇番、二二番、二三番、二五番、二六番」に、「字馬頭山一番六五、一番六七、一番一〇三」を「字馬頭山一番の六五、一番の六七、一番の一〇三」に、「一六番六八」を「一六番の六八」に、「九番一」を「九番の一」に改める。

○宮城県告示第二百七十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、平成二十年宮城県告示第三百一十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月二十九日から施行する。

その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び東部地方振興事務所登米地域事務所に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米市のうち次に掲げる区域中「字大綱上」を「字大綱上(七番の一から一番まで、二番の二、二番の三、一三番の二、一四番の二、二三番から四四番まで、五番から五四番まで、五七番から六四番まで)」に、「字新飯島西」を「字新飯島西(一五番)」に、「大字南方町の全域」を「大字南方町河面、小山、峯、大塚、峯前、二ツ橋、新二ツ橋、中山、新中山、丸内(一番の三から八四番の三まで、九一番の四、九二番の四から一三二番の二まで、一五五番の一、一七八番の二から一三三番の二まで)、新丸ノ内(一番から四八番まで、六七番から六九番まで、七一番から七七番まで、八〇番から八三番まで)、作田、新作田、後屋敷待井、薬師島屋敷、島前、新島前(一番から二六番の二まで)、五八番、五九番、六三番から六五番まで、七一番、七二番、七四番の五から七四番の一まで)、新井屋敷前、鶴江(二一九番の三から四〇七番まで)、新鶴江、板倉後、新板倉後、待井、新待井、亀代、鶴代、板倉、梨木待井、新亀代、新鶴代、沢田、沢田屋敷、沢浦、新沢浦、沢田待井、戸根屋敷前、戸根屋敷、松島屋敷、松島沖、松島、松島前、新沢田、沢田前、青島前、新青島浦、青島屋敷、鳩峯、新鳩峯、新青島前、上原前、上原、中原、原屋敷、原浦、原前、新原浦、照井、雷、大綱、大浦戸、上ケ戸、内ノ目、瀬ノ淵、天沼、寺袋、新寺袋、上ケ戸前、鴻ノ木、大門、真ケ沼、宿畑、下原前、原、新真ケ沼、細川、南細川、館浦、堂地、本郷大嶽、大嶽山、堂地前、堀切、館、細川前、杣荷前、新堂地前、杣荷山、大島前、大畑、新井宿浦、新井宿、仕込、内ケ袋、新内袋、新仕込、新

大畑前、室田浦、瀬川、山崎、蛇沼、川前、新田、新田前、室田、明神浦、烏田、北川前、東川前、西川前、南大畑浦、新養賢堂、南大畑前、新川前、大嶽、南沢、風張、細川浦、新大岳前、松葉表、松葉、内鰐丸、鰐丸、松葉前、新松葉表、梶沼、梶沼川前、十二山、沼向、新梶沼、梶沼前、新十二山、田中浦、砥落、下砥落、米袋、米袋前、米袋浦、上砥落、若狭前、新砥落、新米袋浦、新若狭前、新上砥落、樟、大袋、大袋浦、成田、樟土手外、新大袋浦、新成田、山成浦、大村、大村前、山成西原、新山成浦、新大村前、銭金壇、尼池、狼掛、尼池下、狼欠裏、狼欠前、新狼掛前、新尼池下、青笹、待居、窪田、新畑岡下、上窪田、畑岡、畑岡下、堤田、金引、柳沢、柳沢前、中ノ口、間内下、間内前、間内、下新山、大平、大平前、新大平前、三代前、大森前、横代、角欠前、新角欠前、赤沼、新間内、沼崎下、新沼崎下、沼崎前、上沼崎、沼崎、長者原、野谷地、太田、大埜、一ノ曲、新一ノ曲、外一ノ曲、新大埜、新野谷地、新太田、南野谷地、山成前、西山成前、八の森、西山成、高石、舛貝、新山成前、茶臼森前、茶臼森、中高石浦、高石浦、中高石、後高石、横前、高石前、新高石前、新高石浦、大西、外浦、大阪前、一番江、二番江、新表前、荅野谷地、千間下、千間、新千間、長根、板ヶ沢、大上、上堤、新長根下、実沢、下平貝、上平貝、新平貝、平貝、中須崎、翌沢、新二網、新川西、新須崎、新須崎前、須崎前、須崎下、一網、川北、新大袋前」に改める。

○宮城県告示第二百七十二号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県農業大
 学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成二十五年三月十五日次のとおり委託し
 た。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

名取市田高字原三百八十九番地

株式会社ヨークベニマル名取西店

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百七十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家
 畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨトネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

登米市

五 発生年月日

平成二十五年三月十九日

六 患畜の取扱

法令殺

○宮城県告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規
 定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつ
 た。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百七十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十四年十月二十六日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域

1 位置

第一種狐崎漁港区域内

石巻市狐崎浜字家ノ上二八番に隣接する公有水面及び同市狐崎浜字狐崎屋敷二八番地先公有水面

面

2 区域

一 工区、次の各地点を順次に直線で結んだ線及び ⑯の地点を結ぶ平成十八年の秋分の満潮位（DL+1・六〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 石巻市狐崎浜字狐崎屋敷五九番一内地内に設置した基点A（北緯三八度二分〇一秒五
四、東経一四一度二五分一四秒一五）から三〇度二〇分〇三秒 一一・一一メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二五四度三七分五七秒 八・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 三三三度一分一一秒 三・五七メートルの地点

④の地点 ③の地点から 六一度二九分一〇秒 三・〇七メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 三三一度〇五分二六秒 四・七八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 二四〇度三七分四八秒 三・〇七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 三三一度一〇分四五秒 〇・五〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 六〇度三七分五四秒 一・一七メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 三三一度〇一分二三秒 一・〇七メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 二四〇度三七分五四秒 一・一七メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 三三三度四六分〇二秒 〇・五〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 六〇度三七分五六秒 三・〇七メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 三三一度〇三分四三秒 一一・二七メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 二四〇度五三分三八秒 三・一二メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から 三三三度〇八分二八秒 三・一二メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から 二六二度五〇分三四秒 一三・七三メートルの地点

た区域

⑮の地点 石巻市狐崎浜字狐崎屋敷五九番一に設置した基点A（北緯三八度二分〇一秒五四、東経一四一度二五分一四秒一五）から三〇度四五分五九秒 四三・三三メートルの地点

⑰の地点 ⑱の地点から 二六二度五二分四六秒 一・五九メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から 六八度三三分五五秒 一・六一メートルの地点

3 面積

一 工区 一八五・五〇平方メートル

二 工区 〇・三二平方メートル

合計 一八五・八二平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成十九年二月十六日 宮城県（漁整）指令第十四号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

石巻市

○宮城県告示第二百七十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てにつ

いて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十五年一月四日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域

1 位置

第一種福貴浦漁港区域内

石巻市福貴浦字土手三二番一に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成二十四年の春分秋訳の満潮位(DL+1.60メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 石巻市福貴浦字福貴屋敷六五番地内に設置した基点A(北緯三八度二分一四秒二七、東経一四一度二六分四五秒三三)から二〇六度五五分三三秒 二〇九・二五メートルの地点

②の地点 ①の地点から 九〇度五二分五一秒 八・〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一八〇度四二分二秒 六五・六三メートルの地点

④の地点 ③の地点から 二七六度四五分五三秒 八・〇四メートルの地点

3 面積

五二三・八一平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成二十年十月十五日 宮城県(水整)指令第三十三号

五 公有水面埋立法第二十二条第二項の市又は町

石巻市

○宮城県告示第二百七十七号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、昭和五十八年宮城県告示第九百五十二号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(農林水産部水産業基盤整備課)及び宮城県仙台地方振興事務所(水産漁港部)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称

新旧別

沿岸名

旧

新

沿岸名

磯浜漁

磯浜漁

磯浜地

磯浜地

先海岸

先海岸

先海岸

先海岸

先海岸

先海岸

先海岸

先海岸

先海岸

先海岸

先海岸

先海岸

先海岸

先海岸

先海岸

先海岸

先海岸

指定区域

基点(A点) 山元町坂元字浜谷地一番の三に設置された標柱

補助点(イ点) は(A点)から三五〇度三〇〇メートル

の地点(ロ点) は(イ点)から三三〇度一三二メートル

の地点(ハ点) は(ロ点)から三三三度四六メートルの地点

(ニ点) は(ハ点)から七〇度二〇〇メートルの地点

(ホ点) は(ニ点)から一五二度五〇〇メートルの地点

(ヘ点) は(ホ点)から六五度二七〇メートルの地点

(ト点) は(ヘ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(イ点) は(ト点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ロ点) は(イ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ハ点) は(ロ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ニ点) は(ハ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ホ点) は(ニ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ヘ点) は(ホ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ト点) は(ヘ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(イ点) は(ト点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ロ点) は(イ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ハ点) は(ロ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ニ点) は(ハ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ホ点) は(ニ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ヘ点) は(ホ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ト点) は(ヘ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(イ点) は(ト点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ロ点) は(イ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ハ点) は(ロ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ニ点) は(ハ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ホ点) は(ニ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ヘ点) は(ホ点)から一七三度五〇四メートル

の地点(ト点) は(ヘ点)から一七三度五〇四メートル

○宮城県告示第二百七十八号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第五条第四項の規定により、平成二十五年宮城県告示第二百七十七号で指定した磯浜漁港磯浜地区海岸磯浜地先海岸の海岸保全区域のうち、磯浜漁港管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十五年三月二十九日

平成二十五年三月二十九日宮城県告示第二百七十七号で指定した海岸保全区域のうち、磯浜漁港の漁港区域に接する次の区域

〔次の区域〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部水産業基盤整備課）及び宮城県仙台地方振興事務所（水産漁政部）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百七十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十五年三月十九日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 有限会社ムツミ 櫻井 恵子	主たる営業所の所在地 塩竈市字伊保石三百九十 十一	建設業 許可番号 般・二十三 第一万七千八 百六十二号	申請区分及び許可 を取り消した建設 業の種類 一部廃業 一般建設業 石工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	受付年月日 平成二十五年 二月二十一日
------------------------------------	---------------------------------	---	---	---------------------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 泊崎半島線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
本吉郡南三陸町歌津字管の浜二五番一地从先から 同郡同町歌津字管の浜七七番四地先まで	九・〇 三四・〇	一一・〇 四六・〇	六・〇 二二・〇	一、一五〇・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 古川登米線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
登米市米山町字桜岡江浪四三番一地从先から 同市米山町字善王寺朝来下一四〇番一地从先まで	六・〇 二二・〇	一三・四 四三・〇	一、一五〇・三	一、〇九二・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中田栗駒線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
登米市中田町浅水字新十二号四一番一地从先	前	一五・二丁	五六・五	五	三七六・〇	後	一四・三丁
同市中田町上沼字新谷地前三番一地从先まで	前	一五・八丁	一七・八	五	三七六・〇	後	二一・六丁
登米市中田町宝江新井田字並柳洲五八番四地从先	前	二一・六丁	三五・四	一	四〇・〇	後	二一・六丁
同市中田町浅水字新沼尻八〇番五地先まで	前	二一・六丁	三五・四	一	四〇・〇	後	二一・六丁

○宮城県告示第二百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、白石都市計画区域、角田都市計画区域、蔵王都市計画区域、大河原都市計画区域、村田都市計画区域、柴田都市計画区域、川崎都市計画区域及び丸森都市計画区域を次のとおり変更した。
平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画区域の名称

仙南広域都市計画区域

二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

無し

三 都市計画区域から除外される土地の区域

無し

○宮城県告示第二百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画、川崎都市計画及び丸森都市計画を次のとおり変更した。
なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

- 一 都市計画の種類 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域

仙南広域都市計画区域

○宮城県告示第二百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画、川崎都市計画及び丸森都市計画を次のとおり変更した。
なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画道路

- 2 名称 三・三・三十一号国道幹線、三・三・三十一号佐倉裏町線、三・三・三十二号国道幹線、三・三・三十三号国道幹線、三・三・三十四号沼辺足立幹線、三・三・三十五号国道幹線、三・四・四号森合雁狩橋線、三・四・百三十三号新丁南町線、三・四・百五十五号横倉藤尾線、三・四・二百三十三号新栄通線、三・四・二百四十四号大橋通線、三・四・二百五十五号船岡幹線、三・四・二百七十七号船岡角田線、三・四・二百八十八号大沼通線、三・四・二百九十一号槻木幹線、三・四・二百九十二号槻木駅前線、三・四・三百一十二号中島中央線、三・四・四百四十四号金谷広畑線、三・四・四百五十五号小池石生線、三・四・四百六十六号広畑大森線、三・四・四百七十七号池元館線、三・四・五百一十一号小野北原線、三・四・六百一十一号遠刈田中央線、三・四・七百一十一号木沼竹谷線、三・五・六号白石駅東小路線、三・五・七号蔵本上郡山線、三・五・九号白石沖西堀線、三・五・百九十九号南町裏町線、三・五・三百七十七号大河原駅前大通り線、三・五・三百八十八号大河原中央線、三・五・三百九十九号末広線、三・五・五百三十三号小野中町線、三・五・五百四十四号荒町中町線、三・五・五百六十六号青根中央線、三・五・六百一十二号遠刈田七日原線、三・五・七百五十五号木沼台町線、三・六・百十三号梶賀東町線及び三・六・三百一十一号本町大通り線

二 都市計画の変更の種類

名称の変更

○宮城県告示第二百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川崎都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画公園

2 名称 九・七・五百一号国営みちのく杜の湖畔公園

二 都市計画の変更の種別

名称の変更

○宮城県告示第二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、白石都市計画、角田都市計画、蔵王都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、柴田都市計画及び丸森都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画下水道

2 名称 阿武隈川下流流域下水道

二 都市計画の変更の種別

名称の変更

○宮城県告示第二百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、角田都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画河川

2 名称 百一号阿武隈川下流

二 都市計画の変更の種別

名称の変更

○宮城県告示第二百八十九号

栗原市から栗原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

栗原都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十号

栗原市から栗原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

栗原都市計画道路

二 都市計画の変更の種別及び名称

1 変更

名称 三・四・四号桜町線

三・四・八号新山十文字線

三・四・十号我門橋元線

三・四・十一号新山福岡線

七・六・一号若柳駅元町線

2 廃止

名称 三・四・五号川北線

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第二百九十一号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第九項の規定により、巨理都市計画の決定に係る都市計画に定めるべき事項が記載された巨理町復興整備計画が公表され、当該事項に係る都市計画の決定がされたものとみなされた。

なお、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 巨理都市計画都市高速鉄道

2 名称 一号東日本旅客鉄道株式会社常磐線

二 都市計画の決定に係る土地の区域

巨理郡巨理町吉田字流の一部

○宮城県告示第二百九十二号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第九項の規定により、山元都市計画の決定に係る都市計画に定めるべき事項が記載された山元町復興整備計画が公表され、当該事項に係る都市計画の決定がされたものとみなされた。

なお、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 山元都市計画都市高速鉄道

2 名称 一号東日本旅客鉄道株式会社常磐線

二 都市計画の決定に係る土地の区域

巨理郡山元町坂元字新江中子、同字根柄鞠、同字山ノ上、同字雷神、同字新水神、同字東作、同

字中永窪、同字新中永窪、同字浜原、同字新浜原、同字駒場、同字放森、同字窪作、同字北沼上、同字堤下、同字熊ノ作、同字向山、同字荒井、同字町東、同字道合、同字大谷地、同字屋敷下、同字砂留内、同字諏訪前、同字戸花山、高瀬字合戦原、同字諏訪原、同字西泉田、同字赤坂、同字南田、同字南耕土、同字蟹田、同字中耕土、同字紅葉、同字北田、同字蔵田、浅生原字新井田、同字北新井田、同字沢中、同字新田、同字館新田、山寺字桜木、同字桜堤、同字道北、同字宇美田、同字稲実、同字立沼、同字稲生、同字平沼、同字北小谷地及び同字西牛橋の各一部

○宮城県告示第二百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

女川町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業

2 名称 女川浜地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十五年三月二十九日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県牡鹿郡女川町大字女川浜字大原及び字女川地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

多賀城市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・百三十六号高崎大代線

三・五・百四十六号多賀城駅前線

三 事業施行期間

「平成十四年一月二十九日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成十四年一月二十九日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条の五第二項の規定により、指定試験機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

財団法人不動産適正取引推進機構

二 変更後の届出者の名称

一般財団法人不動産適正取引推進機構

三 変更しようとする年月日

平成二十五年四月一日

○宮城県告示第二百九十六号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程（昭和六十年宮城県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二特別支援教育センターの項を削る。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百九十七号

平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第八号中「教育研修センター、特別支援教育センター」を「総合教育センター」に改める。

○宮城県告示第二百九十八号

大崎土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年三月二十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年三月二十九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 業務名 平成二十五年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務委託

2 仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 契約締結の日から平成二十六年三月二十八日まで

4 納入場所 仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

ること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県環境生活部環境対策課水環境班(担当 遠藤 真紀 電話〇二二・二二一・二六六)

3 入札説明書の交付期限

平成二十五年四月八日(月)正午まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年四月八日(月)正午までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) 郵送により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十五年四月十一日(木)午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。

(二) 入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所 平成二十五年四月十二日(金)午前十時 宮城県庁行政庁舎十三階 環境生活部会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするごの有無 無
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

- Summary
- 1 Item(s)/Service(s) Required: Water quality analysis of river and lake 1 set
- 2 Deadline to Submit Bid: April 11, 2013, 5:00 p.m.
- 3 Place and Time of Bid Selection: April 12, 2013, 10 a.m., Miyagi Prefectural Government building, 13th Floor, Environment and Lifestyle Department Meeting Room
- 4 Contact: Maki Endo, Environmental Measures Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570
Japan, Tel.: 022-211-2666

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年三月二十九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

巨理郡山元町浅生原字新館前四十八番、四十九番、五十番、五十一番、五十二番、五十三番、五十四番一、五十四番二、五十五番一、五十五番二、五十六番一、五十八番一、五十九番一、六十番一、六十一番一、六十一番二、六十二番一、六十三番一、六十三番二、六十三番三、六十四番一、六十四番二、六十五番一、六十六番一、六十七番一、六十八番一、六十八番二、六十九番一、七十番一、七十一番一、七十二番一、七十三番一、七十四番一、七十五番一、七十六番一、七十七番一、七十七番二、七十七番三、七十七番四及び七十八番並びに五十六番二、五十八番一、五十九番一、六十番一、六十三番四、六十二番地先の道及び五十番地先の水の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

山元町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県工事管理システム運用管理保守業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年三月十九日

四 落札者の名称及び所在地 テクノ・マインド株式会社 仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号

五 落札金額 九千七百八十九万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年二月五日

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十三号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二涌谷町老人保健施設の項の次に次のように加える。

女川町地域医療センター 牡鹿郡女川町鷺神浜字掘切山五十一番地六

別表第二特別養護老人ホーム潮音荘の項の次に次のように加える。

地域密着型特別養護老人ホーム栗生ハウス 同 市青葉区栗生一丁目二十四番地二

別表第二特別養護老人ホーム大年寺山ジェロントピアの項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム第二白東苑 同 市太白区袋原四丁目三十六番十八号

別表第二社会福祉法人千葉福祉会特別養護老人ホーム千葉福寿園の項の次に次のように加える。

りつわフローラル 同 市栗駒岩ヶ崎茂庭町四十三番地

附 則

この告示は、平成二十五年三月二十九日から施行する。

○宮選管告示第二十四号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一女川町立病院の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十五年三月二十九日から施行する。

○宮選管告示第二十五号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

栗原市けやき会館の項の次に次のように加える。

- 栗原市築館駅前コミュニティセンター 同 市築館伊豆三丁目一番一号
- 栗原市高清水外沢田ふれあいセンター 同 市高清水新沢田一四六番地
- 栗原市高清水二区集落センター 同 市高清水北原七七番地三〇三
- 栗原市高清水善光寺ふれあいセンター 同 市高清水東善光寺一〇番地
- 栗原市高清水生涯学習館 同 市高清水桜丁三四番地
- 栗原市一迫ふれあいホール 同 市一迫真坂字高橋二〇番地
- 栗原市金成農村環境改善センター 同 市金成沢辺町沖二〇〇番地
- 栗原市金成藤渡戸生活改善センター 同 市金成藤渡戸上中江一〇一番地
- 栗原市八樟農村交流センター 同 市志波姫八樟吹付一一五番地
- 栗原市志波姫南郷地区コミュニティセンター 同 市志波姫南郷蓬田九三番地二五
- 栗原市一迫地区活性化センターの項を削る。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成25年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

平成25年3月29日

宮城県監査委員	安 藤 俊 威
宮城県監査委員	菅 間 進
宮城県監査委員	遊 佐 勤左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

記

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関	監査実施日
--------	-------

○総務部

地方機関

公文書館	2月18日
------	-------

大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む。）	1月29日
------------------------------	-------

仙台中央県税事務所（選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む。）	1月10日
--------------------------------	-------

消防学校	1月24日
------	-------

○環境生活部

地方機関

保健環境センター	1月29日
----------	-------

○保健福祉部

地方機関

仙台保健福祉事務所	1月29日
-----------	-------

女性相談センター	3月4日
----------	------

○経済商工観光部

地方機関

大阪事務所	2月19日
-------	-------

大河原地方振興事務所	1月22日
------------	-------

仙台地方振興事務所	1月23日
-----------	-------

北部地方振興事務所栗原地域事務所	1月9日
------------------	------

東部地方振興事務所	1月17日
-----------	-------

<p>東部地方振興事務所登米地域事務所</p> <p>産業技術総合センター</p> <p>計量検定所</p> <p>仙台高等技術専門学校</p> <p>○農林水産部</p> <p>地方機関</p> <p>病害虫防除所</p> <p>○土木部</p> <p>地方機関</p> <p>大河原土木事務所</p> <p>仙台土木事務所</p> <p>北部土木事務所栗原地域事務所</p> <p>東部土木事務所</p> <p>東部土木事務所登米地域事務所</p> <p>仙台塩釜港湾事務所</p> <p>石巻港湾事務所</p> <p>中南部下水道事務所</p> <p>仙台港背後地土地区画整理事務所</p> <p>○教育庁</p> <p>地方機関</p> <p>大河原教育事務所</p> <p>仙台教育事務所</p> <p>東部教育事務所</p> <p>東部教育事務所登米地域事務所</p> <p>教育研修センター</p> <p>図書館</p> <p>美術館</p> <p>仙台第一高等学校</p> <p>仙台第二高等学校</p> <p>仙台第三高等学校</p> <p>宮城第一高等学校</p>	<p>1月16日</p> <p>3月4日</p> <p>2月19日</p> <p>3月12日</p> <p>3月4日</p> <p>1月22日</p> <p>1月23日</p> <p>1月9日</p> <p>1月17日</p> <p>1月16日</p> <p>2月7日</p> <p>1月31日</p> <p>1月30日</p> <p>1月24日</p> <p>2月18日</p> <p>2月6日</p> <p>2月5日</p> <p>2月5日</p> <p>3月11日</p> <p>3月4日</p> <p>2月6日</p> <p>3月15日</p> <p>3月14日</p> <p>2月18日</p> <p>3月12日</p>	<p>古川黎明高等学校</p> <p>古川黎明中学校</p> <p>松島高等学校</p> <p>名取高等学校</p> <p>志津川高等学校</p> <p>仙台向山高等学校</p> <p>多賀城高等学校</p> <p>仙台南高等学校</p> <p>名取北高等学校</p> <p>泉松陵高等学校</p> <p>仙台東高等学校</p> <p>富谷高等学校</p> <p>宮城野高等学校</p> <p>迫桜高等学校</p> <p>柴田農林高等学校</p> <p>本吉響高等学校</p> <p>石巻工業高等学校</p> <p>古川工業高等学校</p> <p>米谷工業高等学校</p> <p>鹿島台商業高等学校</p> <p>名取支援学校</p> <p>○警察本部</p> <p>地方機関</p> <p>仙台中央警察署</p> <p>仙台北警察署</p> <p>仙台東警察署</p> <p>塩釜警察署</p> <p>河北警察署</p> <p>南三陸警察署</p> <p>古川警察署</p> <p>遠田警察署</p>	<p>2月6日</p> <p>2月6日</p> <p>2月5日</p> <p>3月11日</p> <p>3月4日</p> <p>2月21日</p> <p>2月26日</p> <p>2月18日</p> <p>3月11日</p> <p>2月21日</p> <p>2月21日</p> <p>3月1日</p> <p>2月15日</p> <p>2月26日</p> <p>3月4日</p> <p>3月4日</p> <p>3月4日</p> <p>1月18日</p> <p>2月21日</p> <p>1月15日</p> <p>1月18日</p> <p>2月5日</p> <p>2月26日</p> <p>1月24日</p> <p>2月21日</p> <p>2月19日</p> <p>2月26日</p> <p>2月18日</p> <p>3月12日</p> <p>1月15日</p> <p>3月12日</p>
--	---	---	---

築館警察署 2月21日
 大河原警察署 1月29日
 角田警察署 2月14日

2 監査結果

平成23年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。

(1) 大河原県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H23年度収入未済額

現年度分 140,836,216円

過年度分 418,627,881円

合 計 559,464,097円

・ H22年度収入未済額

現年度分 140,621,211円

過年度分 420,928,048円

合 計 561,549,259円

(2) 仙台中央県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H23年度収入未済額

現年度分 790,824,425円

過年度分 2,863,253,539円

合 計 3,654,077,964円

・ H22年度収入未済額

現年度分 1,286,828,322円

過年度分 2,647,866,311円
 合 計 3,934,694,633円

(3) 保健環境センター

行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、翌年2月に調定したもの

・ 件数 2件

・ 調定金額 9,650円

(4) 仙台保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、過誤払返納金及び過年度過払金等返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・ H23年度収入未済額

現年度分 3,400,743円

過年度分 18,192,339円

合 計 21,593,082円

・ H22年度収入未済額

現年度分 1,228,822円

過年度分 17,761,393円

合 計 18,990,215円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H23年度収入未済額

現年度分 7,063,582円

過年度分 39,889,348円

合 計 46,952,930円

・ H22年度収入未済額

現年度分 6,638,827円

過年度分 34,669,813円

合 計 41,308,640円

<p>○過誤払返納金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H23年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>114,700円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>218,868円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>333,568円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>218,868円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>218,868円</td> </tr> </table> <p>○過年度過払金等返還金（母子寡婦福祉資金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H23年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>225,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>325,000円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>225,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>225,000円</td> </tr> </table> <p>(5) 大河原地方振興事務所</p> <p>補助金において、対象外の事業に交付しているものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業名 市町村振興総合補助金（園芸特産重点強化整備事業） ・ 事業費 531,300円 ・ 補助金額 168,000円 <p>(6) 北部地方振興事務所栗原地域事務所</p> <p>農業改良資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H23年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>1,435,000円</td> </tr> </table>	現年度分	114,700円	過年度分	218,868円	合 計	333,568円	現年度分	0円	過年度分	218,868円	合 計	218,868円	現年度分	100,000円	過年度分	225,000円	合 計	325,000円	現年度分	0円	過年度分	225,000円	合 計	225,000円	現年度分	1,435,000円	<table border="0"> <tr> <td>過年度分</td> <td>10,045,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>11,480,000円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>1,435,000円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>8,610,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>10,045,000円</td> </tr> </table> <p>(7) 東部地方振興事務所</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 桃ノ浦漁港用地嵩上工事 ・ 女川漁港用地嵩上工事 ・ 石巻漁港用地嵩上（その2）工事 <p>(8) 仙台土木事務所</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台川河川災害復旧工事 ・ 五間堀川河川災害復旧工事 <p>(9) 東部土木事務所登米地域事務所</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川河川災害復旧工事 <p>○宮城県監査委員告示第19号</p>	過年度分	10,045,000円	合 計	11,480,000円	現年度分	1,435,000円	過年度分	8,610,000円	合 計	10,045,000円
現年度分	114,700円																																				
過年度分	218,868円																																				
合 計	333,568円																																				
現年度分	0円																																				
過年度分	218,868円																																				
合 計	218,868円																																				
現年度分	100,000円																																				
過年度分	225,000円																																				
合 計	325,000円																																				
現年度分	0円																																				
過年度分	225,000円																																				
合 計	225,000円																																				
現年度分	1,435,000円																																				
過年度分	10,045,000円																																				
合 計	11,480,000円																																				
現年度分	1,435,000円																																				
過年度分	8,610,000円																																				
合 計	10,045,000円																																				

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

平成25年3月29日

宮城県監査委員 安藤俊威
 宮城県監査委員 菅間進
 宮城県監査委員 遊佐勤左衛門
 宮城県監査委員 工藤鏡子

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等
 下記のとおり。

2 監査結果

平成23年度の出納その他の事務の執行について実施しました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

記

団体名	実施年月日	監査の結果等
公立大学法人宮城大学	24.12.18	1 団体の事業概要 地方独立行政法人法に基づき、大学を設置運営している。 2 県の財政的援助等の内容 【出資金】15,515,895,651円（資本金15,515,895,651円） 【補助金】58,139,501円 認定看護師スクール助成事業費補助金 2,100,000円 公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業費補助金 56,039,501円 【交付金】2,103,328,000円 公立大学法人宮城大学運営費交付金 2,103,328,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。
宮城県土地開発公社	24.8.29	1 団体の事業概要 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地等の取得、管理、処分及び工業団地の造成等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容

阿武隈急行株式会社	25.1.10	1 団体の事業概要 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業者として、阿武隈急行線の運行管理事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 【出資金】384,000,000円（資本金1,500,000,000円） 【補助金】109,087,000円 宮城県第三セクター鉄道等災害復旧事業費補助金 71,645,000円 阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助金37,442,000円 【貸付金】53,350,000円 短期貸付金 宮城県第三セクター鉄道災害復旧資金貸付金 53,350,000円 3 監査の結果 期末において欠損金が認められたので、引き続き旅客収入の確保及び営業費用の縮減を図り、経営の健全化に努める必要がある。
財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	24.11.13	1 団体の事業概要 伊豆沼・内沼の自然環境保全及び活用に関する普及啓発事業、保全企画事業等を行っているほか、宮城県伊豆沼・内沼サングクチャリセンターの管理運営事業を行っている。

<p>社会福祉法人宮城県 社会福祉協議会</p>	<p>24. 10. 17</p>	<p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕100,000,000円（基本財産262,354,910円） 〔公の施設の管理〕27,000,000円 宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター 27,000,000円</p> <p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>〔補助金〕25,646,000円 宮城県難病医療拠点・協力病院設備整備事業補助金 247,000円 健康支援事業補助金 723,000円 がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金 20,571,000円 地域医療再生事業補助金 4,105,000円 〔負担金〕4,477,335,000円 運営費負担金 4,312,173,000円 運営費負担金（災害復旧分） 165,162,000円 〔貸付金〕10,361,618,834円 長期貸付金に係る平成23年度未残高 医療機械器具整備事業 57,700,000円 施設整備事業 219,200,000円 施設整備事業 30,100,000円 災害復旧事業 54,700,000円 独立行政法人移行前貸付金 9,999,918,834円</p>	
<p>1 団体の事業概要 社会福祉事業の企画・調査・普及等，社会福祉法に基づき第一種及び第二種事業，社会福祉事業従事職員の養成・研修，休養ホームの設置経営等収益事業，その他地域福祉の推進を目的とした各種事業を行うほか，宮城県船形コロニー等の管理運営事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕10,000,000円（基本金11,000,000円） 〔補助金〕8,865,034,693円 宮城県社会福祉協議会補助金 8,790,034,439円 明るい長寿社会づくり推進事業費補助金50,020,589円 みやぎシニアカレッジ運営事業費補助金24,979,665円 〔負担金〕251,419円 宮城県社会福祉大会負担金 71,419円 宮城県自立を祝う会負担金 180,000円 〔公の施設の管理〕1,990,768,000円 宮城県船形コロニー 1,253,363,000円 宮城県啓佑学園 305,664,000円 宮城県第二啓佑学園 216,695,000円 宮城県七ツ森希望の家 117,156,000円 宮城県援護寮 62,047,000円 宮城県介護研修センター 35,843,000円</p> <p>3 監査の結果 生活福祉資金貸付金償還金において，多額の滞納債権が認められたので，引き続き収納促進と適切な債権管理を図る必要がある。</p>	<p>24. 11. 20</p>	<p>1 団体の事業概要 高度・専門医療を提供するとともに，医療に関する調査及び研究を行い，県内における医療水準の向上を図っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕174,353,108円（資本金174,353,108円）</p>	<p>公益財団法人みやぎ 産業振興機構</p> <p>24. 10. 17</p>	<p>1 団体の事業概要 中小企業等の経営革新及び創業の促進並びに経営基盤強化等を図るため，支援事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕198,851,594円（基本財産222,351,594円） 〔補助金〕249,218,130円 中小企業経営資源強化対策費補助金 211,769,115円 設備資金貸付事業補助金 14,931,000円 宮城県中小企業再生支援協議会運営費補助事業補助金 2,105,550円 宮城県被災中小企業施設・設備整備支援事業運営費補助 16,324,159円 宮城県中小企業者販路開拓・取引拡大支援事業補助金 2,842,397円 宮城県復興企業相談助言事業補助金 1,245,909円 〔貸付金〕20,099,144,740円 短期貸付金 中小企業支援センター経営基盤強化支援資金貸付金</p>

<p>長期貸付金に係る平成23年度未残高 122,494,000円</p> <p>設備資金貸付事業貸付金 294,900,559円 設備貸与事業貸付金 504,406,600円 機械類貸与事業貸付金 956,844,000円 企業振興投資育成事業貸付金 180,500,000円 宮城・仙台富県チャレンジ応援基金事業貸付金 4,290,000,000円 新事業支援事業貸付金 349,999,581円 被災中小企業施設・設備整備支援事業管理事業貸付金 13,400,000,000円 [損失補償] 442,071,015円</p> <p>損失補償契約に係る平成23年度未借入金残高 企業振興投資事業 145,500,000円 設備貸与事業 92,150,740円 機械類貸与事業 94,920,275円 設備資金貸付事業 109,500,000円 [利子補給] 10,675円 機械類貸与事業 10,675円 3 監査の結果 機械設備貸与事業等において、延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進と適切な債権管理を図る必要がある。</p>	<p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>24. 11. 6</p> <p>1 団体の事業概要 中小企業者等が金融機関から資金を借り入れるに当たり、債務を保証する保証業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 7,387,642,000円(基本財産21,808,592,430円) [補助金] 113,537,906円 宮城県信用保証協会経営基盤強化対策事業費補助金 113,537,906円 [損失補償] 2,722,097,158円 損失補償契約に係る平成23年度未借入金残高 宮城県中小企業経営安定資金 2,208,939,721円 宮城県中小企業産業振興資金 96,575,607円 宮城県環境安全管理対策資金 12,250,000円 宮城県小口事業資金 22,410,112円 宮城県小規模事業資金 2,792,366円 宮城県中小企業経営改善促進保証制度 379,129,352円</p>	<p>財団法人みやぎ産業交流センター 24. 12. 19</p> <p>1 団体の事業概要 産業振興推進のため、国際見本市、展示会、会議、イベント、大会等の開催及び産業情報の提供等の諸活動をを行うほか、みやぎ産業交流センターの管理運営を利用料金制により行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 900,000,000円(基本財産1,779,000,000円) [公の施設の管理] 0円 みやぎ産業交流センター 0円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p> <p>宮城県漁業信用基金協会 24. 12. 25</p> <p>1 団体の事業概要 中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業者が金融機関から資金を借り入れるに当たって、債務を保証する業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 811,250,000円(基本財産2,995,910,265円) [貸付金] 1,000,000,000円 短期貸付金 漁業信用保証基盤強化対策資金 1,000,000,000円 [損失補償] 10,000,000円 損失補償契約に係る平成23年度未借入金残高</p>

社団法人宮城県畜産協会 24. 11. 6	1 団体の事業概要 畜産業を営む者の経営及び畜産業を営む者が組織する団体の運営指導、家畜管理等の技術的支援、畜産物の価格安定対策品質改善など畜産振興のための事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 147,500,000円 (基本財産263,150,000円) [補助金] 29,454,525円 畜産物衛生環境整備円滑化事業補助金 2,241,000円 肉用牛経営緊急支援推進事業補助金 1,900,000円 肉用子牛生産者補助金生産者積立補助金25,313,525円 [貸付金] 67,500,000円 短期貸付金 宮城県緊急支援金貸付金 67,500,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。	1 団体の事業概要 森林の適正管理及び林業労働者の育成確保を図るため、普及啓発事業、就労環境改善対策事業及び林業労働力確保支援センター事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 250,000,000円 (基本財産500,300,000円)	財団法人みやぎ建設総合センター 25. 1. 10	1 団体の事業概要 建設産業の構造改善を促進するため、建設産業振興事業、人材育成・職業能力の向上事業、技術開発事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 150,000,000円 (基本財産325,000,000円) 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。	財団法人みやぎ建設総合センター 24. 8. 29	1 団体の事業概要 仙台塩釜港におけるフェリー埠頭の管理運営事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 20,000,000円 (基本財産20,000,000円) [貸付金] 309,915,000円 長期貸付金に係る平成23年度未残高 平成4年度特定用途港湾施設整備事業83,600,000円 平成8年度特定用途港湾施設整備事業26,808,000円 平成23年度特定用途港湾施設災害復旧事業 249,507,000円 [損失補償] 163,080,000円 損失補償契約に係る平成23年度未借入金残高 平成3・4・5・8年度特定用途港湾施設整備事業 163,080,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。	宮城県開発株式会社 24. 12. 19	1 団体の事業概要 石巻港における倉庫業としての輸入木材保管業務、船舶給水事業及び砕石供給販売事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 30,000,000円 (資本金90,000,000円) [補助金] 7,312,428円
社団法人宮城県畜産協会 24. 12. 18	1 団体の事業概要 主要青果物生産の安定的拡大と生産農家の経営安定を図るため、生産者及び農業関係団体等が負担した補償準備金を基に出荷販売価格の低落に際し、これを補てんする相互補償事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 172,000,000円 (基本財産414,080,000円) [補助金] 3,079,987円 一般青果物価格補償事業補助金 2,735,321円 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業補助金 344,666円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。	1 団体の事業概要 森林の適正管理及び林業労働者の育成確保を図るため、普及啓発事業、就労環境改善対策事業及び林業労働力確保支援センター事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 250,000,000円 (基本財産500,300,000円)	財団法人みやぎ建設総合センター 25. 1. 10	1 団体の事業概要 建設産業の構造改善を促進するため、建設産業振興事業、人材育成・職業能力の向上事業、技術開発事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 150,000,000円 (基本財産325,000,000円) 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。	財団法人みやぎ建設総合センター 24. 8. 29	1 団体の事業概要 仙台塩釜港におけるフェリー埠頭の管理運営事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 20,000,000円 (基本財産20,000,000円) [貸付金] 309,915,000円 長期貸付金に係る平成23年度未残高 平成4年度特定用途港湾施設整備事業83,600,000円 平成8年度特定用途港湾施設整備事業26,808,000円 平成23年度特定用途港湾施設災害復旧事業 249,507,000円 [損失補償] 163,080,000円 損失補償契約に係る平成23年度未借入金残高 平成3・4・5・8年度特定用途港湾施設整備事業 163,080,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。	宮城県開発株式会社 24. 12. 19	1 団体の事業概要 石巻港における倉庫業としての輸入木材保管業務、船舶給水事業及び砕石供給販売事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 [出資金] 30,000,000円 (資本金90,000,000円) [補助金] 7,312,428円

<p>仙台空港鉄道株式会社</p>	<p>24. 11. 20</p>	<p>中小企業等クルーナ施設等復旧整備補助金 7,312,428円</p> <p>3 監査の結果 退職給付引当金の計上不足が認められたので、計画的な積増しが必要である。</p>	<p>学校法人南光学園</p>	<p>24. 12. 13</p>	<p>公表すべき指摘事項はなかった。</p> <p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕568,081,701円 私立学校運営費補助金 429,569,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 20,952,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 88,093,000円 私立学校運営費補助金教育活動復旧費特別加算 12,989,000円 私立学校施設設備災害復旧支援事業補助金 12,990,000円 私立専修学校・各種学校教育振興補助金 2,865,701円 私立専修・各種学校授業料等軽減特別事業補助金 623,000円 〔交付金〕448,000円 私立高等学校等就学支援金事務費交付金 448,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>財団法人宮城県又ボーツ振興財団</p>	<p>24. 12. 25</p>	<p>1 団体の事業概要 生涯スポーツの振興と競技スポーツの向上を図るため、各種振興事業、啓蒙普及事業を行うほか、宮城県総合運動公園等の管理運営事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕250,000,000円（基本財産500,000,000円） 〔補助金〕8,181,297円 宮城県又ボーツ振興財団事業費等補助金 196,818円 宮城県自転車競技場運営管理費補助事業補助金 7,984,479円 〔公の施設の管理〕641,297,650円 宮城県総合運動公園 560,000,000円 宮城県宮城野原公園総合運動場 18,997,650円 宮城県第二総合運動場 62,300,000円</p> <p>3 監査の結果</p>	<p>学校法人聖和学園</p>	<p>24. 12. 14</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、短期大学、高等学校及び幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕714,169,668円 私立学校運営費補助金 540,177,000円 災害復旧費補助金 51,342,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 16,208,000円 私立学校授業料等軽減特別事業補助金 99,707,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 1,780,000円 進路選択学生等支援事業補助金 3,152,442円 潜在的有資格者等養成支援事業補助金 1,803,226円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>

<p>〔補助金〕994,942,474円</p> <p>私立学校運営費補助金 685,452,000円</p> <p>私立学校教育改革推進特別経費補助金 2,080,000円</p> <p>私立学校特別支援教育費補助金 1,568,000円</p> <p>私立高等学校授業料軽減事業補助金 11,665,000円</p> <p>私立学校授業料等軽減特別事業補助金 261,259,000円</p> <p>私立学校運営費補助金教育活動復旧費特別加算 15,257,000円</p> <p>私立学校施設設備災害復旧支援事業補助金 15,260,000円</p> <p>被災私立高等学校等教育環境整備支援特別事業補助金 2,204,000円</p> <p>結核定期健康診断補助金 197,474円</p> <p>〔交付金〕613,000円</p> <p>私立高等学校等就学支援金事務費交付金 613,000円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>	<p>〔補助金〕994,942,474円</p> <p>私立学校運営費補助金 685,452,000円</p> <p>私立学校教育改革推進特別経費補助金 2,080,000円</p> <p>私立学校特別支援教育費補助金 1,568,000円</p> <p>私立高等学校授業料軽減事業補助金 11,665,000円</p> <p>私立学校授業料等軽減特別事業補助金 261,259,000円</p> <p>私立学校運営費補助金教育活動復旧費特別加算 15,257,000円</p> <p>私立学校施設設備災害復旧支援事業補助金 15,260,000円</p> <p>被災私立高等学校等教育環境整備支援特別事業補助金 2,204,000円</p> <p>結核定期健康診断補助金 197,474円</p> <p>〔交付金〕613,000円</p> <p>私立高等学校等就学支援金事務費交付金 613,000円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>24. 12. 19</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔補助金〕146,378,000円</p> <p>私立学校運営費補助金 99,107,000円</p> <p>私立学校特別支援教育費補助金 5,488,000円</p> <p>私立学校教育改革推進特別経費補助金 3,580,000円</p> <p>私立学校施設設備災害復旧支援事業補助金 10,304,000円</p> <p>私立学校運営費補助金教育活動復旧費特別加算 10,303,000円</p> <p>私立学校授業料等軽減特別事業補助金 17,596,000円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>	<p>24. 12. 19</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔補助金〕70,406,000円</p> <p>私立学校運営費補助金 50,644,000円</p> <p>私立学校教育改革推進特別経費補助金 1,480,000円</p>
<p>24. 12. 20</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔補助金〕70,406,000円</p> <p>私立学校運営費補助金 50,644,000円</p> <p>私立学校教育改革推進特別経費補助金 1,480,000円</p>	<p>24. 12. 20</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔補助金〕70,406,000円</p> <p>私立学校運営費補助金 50,644,000円</p> <p>私立学校教育改革推進特別経費補助金 1,480,000円</p>
<p>私立高等学校授業料軽減事業補助金 18,282,000円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>	<p>24. 12. 5</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔補助金〕122,490,000円</p> <p>私立学校運営費補助金 99,763,000円</p> <p>私立学校教育改革推進特別経費補助金 5,560,000円</p> <p>私立学校特別支援教育費補助金 4,704,000円</p> <p>私立幼稚園特別支援教育費補助金 784,000円</p> <p>私立学校授業料等軽減特別事業補助金 11,679,000円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>24. 12. 7</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔補助金〕87,034,000円</p> <p>私立学校運営費補助金 42,421,000円</p> <p>私立学校運営費補助金教育活動復旧費特別加算 1,627,000円</p> <p>被災私立高等学校等教育環境整備支援特別事業補助金 8,535,000円</p> <p>私立学校特別支援教育費補助金 10,976,000円</p> <p>私立学校教育改革推進特別経費補助金 1,360,000円</p> <p>私立学校建物其他災害復旧費補助金 4,882,000円</p> <p>私立学校施設設備災害復旧支援事業補助金 1,627,000円</p> <p>私立学校授業料等軽減特別事業補助金 14,829,000円</p> <p>私立学校緊急環境整備費補助金 777,000円</p> <p>3 監査の結果</p> <p>県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>	<p>24. 11. 29</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>貨物自動車運送業の適正な運営及び公正な競争の確保により事業の健全な発展を促進するため、同事業に関する指導、調査及び研究をはじめとする各種事業を行って</p>
<p>24. 11. 29</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>貨物自動車運送業の適正な運営及び公正な競争の確保により事業の健全な発展を促進するため、同事業に関する指導、調査及び研究をはじめとする各種事業を行って</p>	<p>24. 11. 29</p> <p>1 団体の事業概要</p> <p>貨物自動車運送業の適正な運営及び公正な競争の確保により事業の健全な発展を促進するため、同事業に関する指導、調査及び研究をはじめとする各種事業を行って</p>

<p>社団法人宮城県国際 経済振興協会</p>	<p>24. 12. 12</p>	<p>1 団体の事業概要 国際経済振興に係る環境整備を図り、本県の産業経済の発展に寄与するため、ソウル事務所、大連事務所の設置や国際経済に関する情報の収集・提供事業をはじめとする各種事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕31,806,842円 海外事務所運営費補助金 31,806,842円 〔負担金〕3,500,000円 国際経済振興協会会費負担金 900,000円 韓国観光客誘致促進支援事業負担金 500,000円 中国観光客誘致促進支援事業負担金 2,100,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>	<p>〔公の施設の管理〕16,692,000円 宮城県母子福祉センター 16,692,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>特定非営利活動法人 杜の伝言板ゆるる</p>	<p>25. 1. 22</p>	<p>1 団体の事業概要 NPO（民間非営利活動組織）やボランティア団体等が活動しやすい環境づくり及び地域の人ボランティアに参加しやすい環境づくりに寄与するため、情報収集と提供、講座・研修等の企画・運営、市民団体等に対する支援等を行うほか、宮城県民間非営利活動プログラザの管理運営事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕32,660,000円 宮城県民間非営利活動プログラザ（みやぎNPOプログラザ） 32,660,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>	<p>〔公の施設の管理〕13,700,000円 宮城県婦人会館 13,700,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>財団法人宮城県母子 福祉連合会</p>	<p>25. 1. 17</p>	<p>1 団体の事業概要 母子福祉団体の育成指導、母子家庭及び寡婦の自立を促進するための事業等を行うほか、宮城県母子福祉センターの管理運営事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容</p>	<p>〔公の施設の管理〕16,692,000円 宮城県母子福祉センター 16,692,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>

(注) 県の財政的援助等の内容の「出資金」は、平成23年度末における出資金総額を示し、「補助金」、「貸付金」及び「公の施設の管理」等は、平成23年度における支出額等を示している。

出 張

○宮城県公報平成二十二年号外第六三号(平成二十一年十一月三十日付け)中

ページ

三

上 段

一 六 行

32
32
33
34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

を

32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

」

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

」

誤